

織田萬の著作における政教関係類型論の変化について

皇學館大學助教授

新 田 均

はじめに

織田萬は美濃部達吉と並ぶ近代を代表する行政法学者である。本稿はその織田が展開した政教関係に関する議論を検討する手始めとして、彼の著作における政教関係の分類の仕方がどのように変化したのかを明らかにしようとするものである。ここでは、本論の記述に先立つて、先ず彼の政教関係に関する議論に注目する理由について述べておきたい。

戦前において政教関係は、今日のように憲法の分野においてではなく、主に行政法の分野で論じられていた。⁽¹⁾ そして、織田は、政教関係についての論述が公法学者の中でもっとも多い人物である。その上、彼の政教関係についての論考は、ある程度の期間をおいて継続的に発表されている。このため、各論考相互の異同を検討することによつて、当時の宗教行政の変化と学説の変化との対応関係を知ることができるのでないかと推測できる（巻末の織田萬著作目録抄、参照）。さらに、私は戦前の日本の政教関係を「公認教制度」と仮定しているが、織田は「政教分離制度」として説明している。このため、今後、私の仮定を検証する前提として、「公認教制度」ではないとする織田の論拠を整理しておく必要がある。⁽²⁾

以上の理由に基づいて、本稿においては、先ず織田の略歴と主要著作を紹介した後に、彼の政教関係の分類の仕方とその変化について論じてみたいと思う。

一、織田萬の略歴

織田萬は、明治元年七月、佐賀県に生まれた。家は須古家といい、鍋島藩の支藩の藩主の家柄であった。数え年一歳の時に須古藩の郷士織田範治の養子となり、小学校を卒業の後、郷里の漢学塾に学んだ。明治一七年九月に司法省正則法律学校を受験したが、それはこの学校の受験科目が漢学のみであつたためといわれる（この学校の受験科目が漢学のみに限られていたのは、漢学によって孔孟の道を学び、士君子の素質が備わっている青年に西洋の学問を学ばせてこそ、真に国家有用の人材が養成できるという司法卿大木喬任の主張によるものであったという）。合格の後、織田はフランス語によつてフランス法を学ぶ予科生徒としての生活に入った。

明治二年、帝国大学法科大学法律学科第二科（仏法科）に入学。二五年に卒業して、大学院へ進学。穂積八束の許で公法の研究をはじめた。二八年秋、同郷の先輩本野一郎から文部大臣・西園寺公望に推薦され、設立を予定されていた京都帝国大学法科大学の教授に充てるための海外留学生の一人に選ばれた。二九年に欧洲留学に出発し、パリに二年、ベルリンに一年滞在して、三二年に帰国した。帰国後間もなく京都帝国大学法科大学教授に任せられ、行政法講座の担任を命ぜられた。さらに、三四四年に法学博士の学位を授与された。

明治三六年、当時台湾総督府の民政長官であった後藤新平の委嘱により『清国行政法』の編纂に着手した。この編纂事業の一環として、三九年に清國へ視察旅行に出かけた。また、四四年には欧米各国に出張し、大正元年に帰国した。

大正七年に帝国学士院会員となり、一〇年には常設国際司法裁判官に当選。京大に在官のままヘーゲにおいて執務した。

昭和五年に常設国際司法裁判所裁判官の任期を満了し、同年、京大を退官した。六年、京都帝国大学名誉教授の称号を受け、同年、貴族院議員に勅選された。また、立命館大学名誉総長にも推された。晩年は東京麹町に在住し、二〇年の空襲により死去して⁽³⁾いた。

二、織田萬の主要著書

織田萬の著作における政教関係類型論を検討する前提として、本節において、彼の主要著書の概略を説明しておくこととする。

彼の最初の著書は、明治二八年七月刊行の『日本行政法論』である。「この書物はわが国における最初の体系的な日本行政法の研究書として注目すべき業績である。そのメリットをみとめられて、同年秋、同じくフランス法学者たる同郷の先輩本野一郎から文部大臣西園寺公望に推薦され（織田はこのとき『日本行政法論』をたずさえて西園寺を訪れた）、創設を予定されていた京都帝国大学法科大学の教官候補者として歐州留学に派遣された」（『織田萬』一三三頁）。

次が、明治四三年一〇月刊行の『行政法講義・全』である。これについては、次のように言われている。「京大における講義をまとめて出版した明治四三（一九一〇）年の『行政法講義』（有斐閣・宝文館、全九四六頁）は、かつての『日本行政法論』に比べると、編別の立て方も異なつており、はつきりとトーンがちがう。むしろ、ドイツ風というに近い。この『行政法講義』はしばしば版を重ね、両三度、改訂もしくは増補されているが、綱目の立て方は大づかみにいつて終始同様であつた」（『織田萬』一三五頁）。

の『行政法講義・全』を改訂増補したのが、大正六年九月刊行の『行政法講義・総論』と、同年一〇月刊行の『行政法講義・各論』である。

最後の著書は、昭和九年四月刊行の『日本行政法原理』である。〔織田は昭和三（一九二八）年に *Principes du droit administratif du Japon* (Paris:Recueil Sirey) といふ全六〇一頁の仏文の著書を公にした。〕うまでもなく、一九二八時代の労作である。〔これをもとにして『日本行政法原理』（有斐閣、昭和九年、全六七四頁）を著した。〕この本は彼が常設国際司法裁判所と京大を退官してから、京都でこつこつ勉強をして書いたものである。刊行された学界でそれほど問題にされなかつたらしが、綱目の立て方がさきの『行政法講義』とは變つており、また美濃部達吉の行政法学の理論や用語を何ほどかとり入れており、さらにまたデュギーがたびたび引用されているのが眼につく」となどから言つて、織田の行政法学がさらに変容していく到達点を示すものとして注目すべきものと考えられる」（〔織田萬〕一三八一九頁）。

さらに、織田には『清国行政法』という膨大な編著がある。これに関する次のように言われている。「〔織田萬〕がこした最大の学問的業績は、彼が学者として一番働きざかりの四〇歳前後の約一〇年間を費やしてまとめた台湾総督府臨時台湾旧慣調査会（明治三四年設置）の報告書『清国行政法』（明治四三年—大正三年、全六卷七冊、本文全一八八四頁、別に索引一冊）である。これは清代中国の制度の包括的で体系的な研究として空前絶後ともいいうべきもの」（〔織田萬〕一四〇頁）で、「近代日本法学史上の力作の一」（戒能通孝『岩波小辞典・法律』一九五五年、〔織田萬〕の項）と評価されている。その内容は、「清朝の行政法典たる『大清会典』とそれに付属した行政先例集たる『会典事例』を今様の解釈で現代風に書き直したものといえる。そこには、大きにいえば清代中国の森羅万象が法のレンズを通して映し出されている」（〔織田萬〕一四一頁）。

三、政教関係の分類の仕方とその変化

政教関係を論ずる場合の出発点はその類型を整理することであろう。織田も、その主要著作において、この点から宗教行政を論じはじめている。そこで、織田の学説を検討する研究の出発点をここに定めることにした。

織田は、『日本行政法論』（明治二八年）の第三編第二部第二章「宗教」の第一節「國家と宗教との関係」において、政教関係の類型について論じている。そこでは、「国教主義」「自由主義」「折衷主義」「護教主義」の四類型が提示されている。その定義は以下のようなものである（以下の記述については、卷末の「『日本行政法論』と『行政法講義・全』との目次比較」を参照）。

国教主義 「国教主義とは唯一の宗教を認めて他の宗教を排斥するの主義」。

自由主義 「此の主義は前主義の正反対を成すものにして、舊に國家と寺院との關係を分離して一の国教をも認めざるのみならず、亦一の宗教をも排斥せず、如何なる宗教を奉ずるに於ても人民の自由に属し、國家は均一に其の自由を保護するものなり。一千八百三十三年以還米合衆國に於て行はる、主義は即ち是なり」。

折衷主義 「折衷主義は前二主義の中間に位するものにして、一方には国教を設け、又一方には他の宗教にも亦多少の自由を与ふ。英國は此の主義を採用するものなり。乃ち「アングリケン」教は英國の国教として認めらる、と同時に猶太教及一切の基督教諸派も亦行はる」。

護教主義 「此の主義に於ては、国教としては一の宗教をも之を認めずと雖も、諸派の宗教を保護し均一に之を補助す。仏国共和第四年檣月二十六日の「コンコルダ」及一千八百三十年憲法（即ち現行憲法）に於て認むる所の主義之に属す」（五一七一八頁）。

この著書において興味深いことは、続く第二節「宗教の自由と政教の分離」において、「信教の自由」と「政教分離」とが「宗教に関する行政法規の主要なる性質」（五一八頁）、すなわち各類型に共通する原則または理念（但し、国教主義は除く）として論じられていることである。その定義は以下のようなものである。

「宗教の自由は、刑法其の他の公の秩序に関する法律に依り制限せらるゝ外他の制限を受けることなし。是れ国教主義を適施せるものゝ外、何れの邦國に在りても皆其の趣を同じくする所なり」（五一八一九頁）。

「政教の分離とは、政務と教務とを各自相獨立せしむるの謂ひに非ず。國家は仮令ひ教務を把りて自己の政務の中に加へざる場合も、公共の必要の為めには固より教務に干渉することを妨げず。唯近世の国家に於ては教務者をして政務に關繫することを許さざるを原則とするを以て学者は通常政務〔教〕の誤記であると思われる」の分離なる語を用ゐるのみ。是の故に政教の分離の何たることは之を歴史的に解説する外余輩は法理上又他に適切なる道なきを信ず」（傍線引用者、五三三一三頁）。

「謂はゆる政教の分離とは歴史上の事実の結果として宗教をして政治に干与せしめざるの意にして、政治をして宗教に干与せしむべからざるの意に非ざるなり」（五三三頁）。

以上のような類型及び原則に関する議論は、『行政法講義・全』（明治四三年）にいたつて大幅に修正されている。まず、第三編第一部第七章第三節「宗教」の第一款第一「宗教制度」において、類型が「政教一致制度」「政教分離制度」「公認宗教制度」の三種類に整理し直されている。

政教一致制度「此制度は政教両権が唯一の統治者に出づるを主義とするものにして、即ち国家の統治者は同時に政治上及宗教上の最高権力を統轄し、人民は皆其権力に服従すべきものとするは此制度の特質とす。而して、此制度には更に教國制度と國教制度との区別あることを知らざるべからず。教國制度は、宗教を基本とし、国家は畢竟宗教上の構成物に過ぎずとするものなり。故に、此制度に在ては、国家の統治者は神意を承けて教權を

有するの結果、又政権を以て人民に臨むものとす。国教制度は之と異なり、宗教を基本とするに非ず。寧ろ、教務を以て政務の一部分とし、國家の権力を以て人民に其宗教の旨義を強行するものなり。唯其國家の統治者が神意を承けて政教両権を統轄するに於ては同じ。教國制度は夙に古代の國家に於て行はれ、國教制度は中世の歐州諸国に行はれ、今尚ほ残影の存するなきに非ずと雖も、近世國家の政体とは孰れも相容れざるを以て今や廢滅に帰せり」。

政教分離制度「此制度は宗教の信仰を以て各人の私事とし、全然其自由を認め、國家は公共の安寧秩序と相關せざる限は一切の宗教に対して何等の干渉を加ふることなく、又何等の保護を与ふることなし。米國は首として此制度を採用し、仏國も亦最近に此制度を採用せり」。

公認宗教制度「此制度に於ては、國家が如何なる宗教をも禁ぜざる」とは前制度と同じと雖も、或る宗教に対して多少の特權を与へ、又特別の監督を為すものとす。而して、汎く公認宗教制度と称するもの中に、更に公設 Religion établie 主義と、単純なる公認教 Religion reconnue 主義とを區別するを適當とす。公設教主義は、専ら英國に存するものにして、該國殊に英蘭に於ては一の国教を認め、国王を其首長とし、教費其他重要な事件に關しては議院の議決を経ることとし、定数の大監督及監督は当然上院議員たる特權を有す。「アンガリカノ」教即ち是れなり。然れども、該教以外の宗教も皆均しく認容せられて毫も制限を受けず。即ち英國に於ては国教を公設すれども、其制度の精神は全く国教制度と異なりて公認宗教制度に属す。唯其国教を設くるの点に於て單純の公認教制度と之を區別するのみ。単純の公認教制度に在ては、國家は国教として何等の宗教を認むることなしと雖も、沿革上の理由に因り、或る宗教に対して特別の保護を与へ、又之に干渉するものにして、例へば教会の設立維持の費用、教師の俸給等を國庫又は地方團體より支弁又は補助し、宗教團體は議會の議員を選出し、又行政権の一部を執行するが如き特權を有すると同時に、教職の設置及教師の任免は政府の認可を

要し、教会の命令其他の事項は政府の監督の下に於て之を為す如き制限あり。独奥其他大陸諸国は大抵此制度に拠る」（傍線引用者、八一八一—二二頁）。

類型の再整理と関連して、各類型に共通する原則に関する記述も修正され、第一款第一の表題にある通り、「政教分離」は外されて、原則は「信教の自由」のみに限定された。⁽⁶⁾ そこでは次のように記述されている。

「信教の自由とは國家が直接間接に或る宗教の信仰を強制せざるを謂ふ。故に、各人は如何なる宗教を信仰するも、又何等の宗教を信仰せざるも、皆其自由たり。而して、凡そ前示三制度中政教一致制度は全然信教の自由を否認するものにして、是れ其近世国家の政体と相容れざる所以なれども、他の二制度に於ては等しく信教の自由を妨ぐる所なし。信教自由の主義と最も能く相適合するものは政教分離制度に若くはなしと雖も、公認宗教制度に於ても敢て其教旨の信仰を強ぶるに非ず。故に、信教の自由と相關する所なし。現に近世立憲国家の多数が信教の自由を保障すると同時に此制度を採れるを見ても亦明なり。——（中略）——公共の安寧秩序に反し、又は臣民が国家に対する義務と相容れざるが如き行為は、國家存立の必要上之を制限すべきことは、政教分離制度の下に於ても亦異なる所なし。要するに、信教の自由と宗教に対する行政上の取締とは相両立するものと謂ふべきなり」（傍線引用者、八二二一—二頁）。

以上の『日本行政法論』（明治二八年）と『行政法講義・全』（明治四三年）における類型論の特徴および変化をまとめるべく、以下のように言つておきたい。

『日本行政法論』（明治二八年）においては、

① 政教関係の類型は、「国教主義」「自由主義」「折衷主義」「護教主義」の四つに分類されていた。この内、「自由主義」が今日いうところの政教分離制度に相当し、「折衷主義」と「護教主義」が公認教制度に相当する。

- ②. 「政教分離」が「宗教の自由」と並んで、近代国家一般に妥当する原則（理念）であると考えられていた。
- ③. 「政教分離」が宗教の政治への干渉を禁止する原則として理解されていたのに對して、「宗教の自由」は政治の宗教への干渉を制限する原則として理解されていた。そして、政治（國家）が宗教（宗教團体）に優越するという認識から両原則が解釈され、そのため「政教分離」の方が「宗教の自由」よりも一層重要な原則として理解されていたと考えられる。

『行政法講義・全』（明治四三年）になると、

- ①. 政教関係の類型は、「政教一致制度」「政教分離制度」「公認宗教制度」の三種類に整理し直された。この中で、以前の「国教主義」は「政教一致制度」と言い換えられ、さらに「教國制度」と「国教制度」とに細分化された。「自由主義」は「政教分離制度」と言い換えられた。「折衷主義」と「護教主義」は「公認宗教制度」にまとめられ、その下位の類型として、それぞれ「公設主義」「単純なる公認教主主義」と言い換えられた。

②. 「政教分離」は原則ではなく、「宗教の信仰を以て各人の私事」とする具体的な制度であると考えられるようになつた。

③. さらに、「政教分離」は「宗教の自由」の原則にもつとも適合した制度であると解説されるようになつた（この点は、以後の著作において一層強調されるようになつていった）。しかし、世俗国家秩序を維持するために政府は宗教團体の行為を制限することができる、という認識が改められることはなかつた。

以後の著作においても、類型論に関するては『行政法講義・全』における議論の骨組みが基本的に維持されている。

四、変化の意義について

第三節で述べた織田の議論の変化については、以下のようなことが重要ではないかと思われる。

まず、「政教分離」についての「原則」から「制度」へという解釈の移行は、百地章氏が政教分離をめぐる議論の混乱を整理するために、今日の欧米型の国家の政教関係に共通する原則と、特定の国家にのみ妥当する制度とを区別して、前者を「広義の政教分離」、後者を「狭義の政教分離」とする説を提唱した（『憲法と政教分離』成文堂、平成三年一〇月、第一章）のと、ちょうど正反対の方向への移行であったと言うことである。織田のこのような移行がなければ、その後の政教分離をめぐる議論はかなり様相の変わったものになっていたのではないかと思われる。

そこで問題となるのが、この移行の理由であるが、それについて織田は何も語っていない。したがって、推測の域を出ないのであるが、織田がフランス法学の影響を強く受けていたことを考えると、一九〇五年の政教分離法によってフランスが政教分離国に移行したことが理由の一つではなかつたかと考えられる。おそらく、政教分離法の出現によつて、フランスの法学界で政教関係についての学説に変化が生じ、それが織田の類型論に影響を与えたのではないかと考えられるのである。

いま一つ考えられる理由は、これも明確な根拠を示すことはできないが、「再び宗教者が政治に介入するような時代はやつてこないのだから、わざわざ政教分離を原則として強調する必要はない」、あるいは「すべての近代国家はやがて政教分離制度へと移行していくであろうから、政教分離を公認教制度にも共通する原則として論じることは大して意味がない」といった認識が、織田の心の中に広がつて行つたのではないかということである。

さて、織田の議論の変化と関連してもう一つ指摘しておきたいことは、『日本行政法論』における政教分離そのも

のの理解、およびその信教の自由との関係についての理解が、今日の解釈とは凡そ正反対であることである。すなわち、今日の解釈においては、原則としての政教分離については政治の宗教への介入を禁止するという側面が主とされている。また、制度としては、信教の自由を保障するものとして位置づけられており、信教の自由の方が優先順位が上である。

これに関して、私は、織田のこの著作における解釈の方が近代国家出現の歴史に適合しているのではないかと考えている。これも今後、検討しなければならない課題であるが、そのように考える理由として、宗教制度史家の梅田義彦氏がかつて記した類型論と歴史理解を引用しておこう。

そもそも政教合一制度とはいかなるものであるか。これを簡単にいえば、直接に政治と宗教とを統合する主体を同じくするか、またはさらにこの主体を総攬する最高の統治主体があつて、両者そのもとに支配せられる制度をいう。この制度に対立する制度は、信教自由制度であつて、国家は各人をしてその信ずる所を折ばしめ、あえてこれに干渉しないものである。しかして国家が各宗教に対する態度に次の二種がある。即ち一は、国家が各宗教に対して何れも全く同等のものとして取扱うものであり、他の一は、ある宗教に対しては特別な保護と監督とを与えるものである。前者を政教分離制度、後者を教会公認制度という。

信教自由制度
└ (1) 政教分離制度

そしてこの信教自由制度の内容は、次の二つの原則に拠つていて。

- (1) 国家はその領土内に存在する総ての団体に対して統治権を有する。従つて教会も亦国家主権の下に立つものである。

- (2) 国民はその信ずる所に従い、宗教を選択することを得べく、又国家の秩序を害しない範囲内において宗

教上の儀式を行い、または集会をなし、結社をなすことができる。

(1) を「國家統治権の原則」または「國家の教会統治権の原則」とい、(2) を「国民宗教自由の原則」という。——(中略)——古代・中世の政教関係の歴史は、まづ政教一致主義(神政政治)に掩われていたが、近世に入るに及んで、先づ政教分離が行われ、さらに信教自由主義を採用することになったのである。今これについての歴史的経過を見ると、

(1) 政教分離思想の興起(十六世紀から十七世紀へかけて)

(2) 信教自由主義の展開(十八世紀以降)ということになろう(『日本宗教制度史』昭和三七年一月、百華苑、三七一八頁)。

ここで、梅田氏が展開している議論は、織田の『日本行政法論』における議論とピッタリ重なるわけではない。けれども、ヨーロッパにおける近代国家出現の来歴を押さえた上で、国家が宗教団体に優越すること、国家の統治権や秩序を宗教が脅かすことは許されないことを大前提として、政教関係を考えている点は同じである。このような議論が存在する以上、今日のように、政教分離の来歴を問うことなく、ただ信教の自由の奉仕者のように論じて事足りりとする態度は再検討を要するものではあるまいか。

おわりに

本稿においては、織田萬の政教関係の分類の仕方について、主にその変化に着目して議論を進めた。しかし、ここで検討した事柄は、織田の政教関係についての学説のほんの一部に過ぎない。紙数の関係で、その他の論点については、稿を改めて論じたいと考えている。

ただ、稿を閉じる前に、織田の類型論について、注目すべき点をもう一つだけ指摘しておきたい。それは既に、大石眞氏が述べられていることであるが（前掲「近代日本の政教関係の枠組みをめぐって」二七一八頁）、織田が公認宗教制度の定義を明確にしているということである。本論の中で既に引用しているので繰り返しになるが、今後の検討の基準となる議論であると思われるので、ここで掲げておくことにする。

織田によれば、公認宗教制度においては、政府から公認宗教に対して特権が与えられると同時に特別な監督が加えられる。その特権とは、教会の設立維持の費用や教師の俸給等を国庫または地方団体が支弁または補助すること、宗教団体が議会の議員を選出する権利を有すること、行政権の一部を執行すること、である。そして、特別な監督とは、教職の設置および教師の任免には政府の認可が必要であること、教会の命令その他の事項について政府の監督を受けされること、であった。

註

(1) 大石眞『憲法と宗教制度』(有斐閣、一九九六年一〇月) 七頁。

(2) 本稿は私の説と織田の説との比較検討を課題とするものではなく、その前提として、織田の学説を明確にする作業の一部をなすものである。このため、戦前の日本は政教分離制度の国であったとする織田の議論の当否を吟味することは今後の課題として残しておきたいと思うが、とりあえず次の二点を指摘しておきたい。

- ① 政教関係が今日の日本では憲法の分野で論じられ、かつては行政法の分野で主に論じられてきたこと自体、かつての政教関係が公認教制度であったことを証明しているように思われる。というのは、政教分離制度の下においては宗教が全くの私的行為と見なされるために、宗教に関する事項が憲法以外の公法領域で特別に論じられることはないというのが原則であろうと考えられるからである。
- ② 私は政教関係理解の前提となっている「宗教」概念は絶対不変のものではなく、時代によって変遷する概念であると考

えている。したがって、私の説と織田の説とを分けるものは、制度理解の側面ではなく、「宗教」に対する社会通念の相違ではなかろうかと考えている。このため、両者の相違は、いずれかが真理でいずれかが虚偽であるというような性質のものではなく、時代を異にした者の観念を通じて把握される現象像の相違と考えた方がよいのではないかと思つてゐる。

なお、私が織田萬の著作に注目することになったのは、大石『前掲書』ならびに平成九年一〇月に皇學館大學神道研究所が主宰したシンポジウム「近代日本の政教関係の枠組みをめぐって」における大石氏の指摘によってである（このシンポジウムの記録は『皇學館大學神道研究所紀要』第一五輯、平成一一年三月に掲載されている）。

(3) 本節の記述は、坂野正高「日本人の中国觀—織田萬博士の『清国行政法』」（『近代中国外交史研究』岩波書店、一九七〇年）、同「織田萬」（潮見俊隆・利谷信義編『法学セミナー増刊・日本の法学者』日本評論社、一九七四年六月）に依拠した。ついでながら、坂野氏の論文の中から、織田の人となりがうかがえる幾つかのエピソードを引用しておこう。

「織田と美濃部とは互いに深くその学問と人間とを尊敬しあつた。憲法の領域に立ち入ることのほとんどなかつた織田は美濃部ほどには目立たなかつたが、機関説論者であることにも変わりはなかつた（彼は「統一機関」または「総攬機関」という用語を用いた）。彼は、昭和一〇年二月に美濃部が貴族院において自己の弁明を行なつたときに拍手をした二、三名の議員の中の一人であつた。この所謂天皇機関説問題のあと、織田の『改訂法学通論』（宝文館・有斐閣、大正六年、全五四二頁）は内務省によつて絶版に付せられた。けだし、その中に織田の機関説を明示する部分があつたからである。ちなみに、昭和一五年、枢密顧問官の欠員補充が問題になつたとき、近衛首相は原田熊雄に対し、「織田博士の如きはなほ機関説が祟つて、到底候補に入らない」という意見を表明している」（織田萬『一三八頁』）。

このような記述だけを見ると、織田は今日の人々が一般にイメージするところのリベラリストそのものといった印象を受ける。ところが、どうもそれだけではないようである。織田が彼の主要な業績の一つである『清国行政法』の編纂を引き受けた経緯は、以下のようなものであつたといふ。

「京大において織田がこの編述の作業をはじめたのは明治三六年のことである。当時、法科大学長の職にあつた織田が同僚岡松參太郎を通じての打診に対してもうすぐにはウンといわなかつたとき、臨時台湾旧慣調査会の生みの親であった台湾總督府

民政長官後藤新平（一八五七—一九二九年）は、京都の私宅に織田を訪れて受諾を懇請した。彼は、清国制度の調査は中国人にも西洋人にもできないことで、「我邦人ノ近世法理ニ通ジ且漢文ヲ解スル者」のみがなしうることであり、また「支那ノ開発」は「日本人ノ天職」であるからと述べ、年月を限ることもしない、なんら注文をつけない、一切を君の自由に任せると説いた。織田は「人生意氣に感」じて引き受けることになったのである」（『織田萬』一四一頁）。

また、織田は日本が行つた対外戦争について、次のように述べている。「近くは日清又は日露の戦役によつて得られた領土の拡張は皆国家自衛の必要に出でたのであつて、帝国主義の実行と視るのは間違つてゐる。満州事変も目下の支那事変も外国では概ね日本の帝国主義の実行の如く見てゐるやうであるが、満州事変に依る日本の勢力の大陸進出も亦国家自衛の為めに外ならず、支那事変が帝国主義の実現に非ざることは、彼の近衛声明によつて宣言せられてある通りである。要するに我が國民主義は固有の国情に本づいて歴史的に発達し来れるものであつて、歐州諸国の国民主義とはその趣きを異にする公明正大なものである」（『日本人の中国觀』四二九頁）。

さらに、織田の死については、次のような話しが伝えられている。「同年〔昭和一〇年〕三月一〇日の大空襲の折に火災が織田の家の付近にまでおよんだので、近親は彼に京都に移ることを極力すすめた。しかし、当時神経痛のために健康を害していた織田は、陛下も疎開されていないから自分も東京を離れたくないと言ひ、また、自分は日本が敗れるのを見たくない、その前にあの世へ行きたい、と答えて、遂に動こうとはしなかつたということである」（『日本人の中国觀』三九二一三頁）。

以上のような織田を含めた近代日本のリベラリストに共通する性格として、坂野氏は次のようなことを挙げてゐる。「合理主義的な反骨精神の持主であること、一七世紀の革命以来の血なまぐさい英國政治史にみられる自由の精神を深く尊敬すること、および日本の皇室に対する尊敬の念を胸中に秘めていること」（『織田萬』一三九頁）。

(4) ところが、政教関係に関する綱目の立て方は大きく変化している。これについては、別稿において論ずる予定である。

(5) 以下、史料の引用においては、原文が漢字カタカナ文である場合には、漢字ひらがな文に改めた。また、漢字は通常の表記に改め、かな使いはそのままとした。さらに、句読点がない場合には、適宜、それをほどこした。

(6) 『日本行政法原理』（昭和九年）において、再び「國家と宗教との分離」という項目が登場しているが、これは原則としての政教分離の復活ではなく、単に明治日本の宗教行政の変化を論じてゐるにすぎない。

● 織田萬著作目録抄

- 明治28年7月 『日本行政法論』 六石書房
- 34年 『法学通論』 宝文館・有斐閣
- 37年8月 「公法人ノ觀念」(『内外論叢』第三卷第四号)
- 38年6月 『清国行政法』 第一卷 臨時台灣旧慣調査会
- 40年4月 「法人タル公ノ當造物」(『京都法学会雑誌』第二卷第三号)
- 40年7月 「神社ノ國法上ノ性質」(『法学志林』第九卷第七号)
- 41年 『改訂・法学通論』 宝文館・有斐閣
- 43年10月 『行政法講義・全』 宝文館・有斐閣
- 43年11月 『清国行政法』 第二卷 臨時台灣旧慣調査会
- 43年12月 『清国行政法』 第三卷 臨時台灣旧慣調査会
- 44年2月 『清国行政法』 第四卷 臨時台灣旧慣調査会
- 44年6月 『清国行政法』 第五卷 臨時台灣旧慣調査会
- 大正2年11月 『清国行政法』 第六卷 臨時台灣旧慣調査会
- 3年2月 『清国行政法』 第一卷(上)
- 3年3月 『清国行政法』 第二卷(下)
- 5年11月 『教育行政及行政法』 富山房
- 6年7月 『改訂・法学通論』 宝文館・有斐閣
- 6年9月 『行政法講義・総論』
- 6年10月 『行政法講義・各論』
- 9年1月 『宗教制度の変遷』(『法学論叢』第三卷第一号)

昭和9年4月 『日本行政法原理』 有斐閣

9年9月

立命館出版部

15年12月

『民族の弁』 文芸春秋社

18年4月

『法と人』 春秋社

『和蘭の印象と国際法廷の九箇年』 立命館出版部

●『日本行政法論』と『行政法講義・全』との目次比較

『日本行政法論』(明治二八年七月)

第三編 行政事務

第二部 国民の精神的生活に関する行政事務

第二章 宗教

第一節 国家と宗教との関係

第二節 宗教の自由と政教の分離

第三節 宗教団体及教徒組合

第四節 宗教の監督

『行政法講義・全』(明治四三年一〇月)

第三編 行政事務

第一部 内政事務

第七章 教化

第二節 宗教

第一款 概論

第一 部 宗教制度

- 第一 信教の自由
- 第三 神社の国法上の性質
- 第二款 神道及仏教
- 第一 神道及仏教の法律上の地位
- 第二 宗派及社寺の性質
- 第三 神道仏教に対する取締
- 第三款 其他の宗教
- 第四款 古社寺保存